

令和3年度 沼田市障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針

令和3年4月1日策定

1 策定の趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、沼田市（行政委員会、議会、公営企業を含む）における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語の定義は、法第2条で定める定義と同一とする。

3 適用範囲

この方針は、沼田市で行う物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- オ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条1号に規定する事業所(特例子会社)
- カ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

5 調達する物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

6 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針

の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。また、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績額を上回る額を調達目標とする。

7 調達の推進体制

- (1) 障害者就労施設等が供給可能な物品や役務等について、施設等から情報収集し、これらの情報を基に各部署に対し障害者就労施設等からの物品等の優先調達を図る。
- (2) 各部署では、障害者就労施設等からの発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。

8 調達実績の公表

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき実績を取りまとめ次第、公表する。

9 その他

物品調達のほか、障害者就労施設等の物品の展示などの周知を行うとともに、イベント等での販売機会の確保などにも努めることとする。